



初代県庁復元等 応援プロジェクト

＼県立兵庫津ミュージアムってなんだ？／

兵庫県立兵庫津ミュージアムは、幕末期に設置された最初の兵庫県庁を復元した「初代県庁館」と博物館施設である「ひょうごはじまり館」が並び立つ全国でも珍しい形のミュージアムです。

兵庫の成り立ちや五国の魅力等を発信する拠点として整備をすすめており、当プロジェクトで集まった資金も活用されます。

*兵庫津を盛り上げるため、皆様からのご寄附をお待ちしています！

*兵庫津…かつて大輪田泊とも呼ばれた港町のことで、現在の神戸市兵庫区南部にあたります。

【ご寄附いただいた方への特典】

A 寄附者銘板等にお名前の掲載

- 1万円以上のご寄附をいただいた方へ開館記念誌等において寄附者一覧ページにお名前を掲載
- 5万円以上のご寄附をいただいた方へ県立兵庫津ミュージアムに掲示される銘板にお名前を刻印

※A はご寄附いただいた方全員が対象となります。

B 県立施設招待券／特産品詰め合わせ

- 1万円以上のご寄附をいただいた方へ県立施設の共通招待券2枚
- 5万円以上のご寄附をいただいた個人の方へ兵庫特産品詰め合わせ（令和3年度の返礼品については現在選定中）

※B は兵庫県民の方は対象外となります。

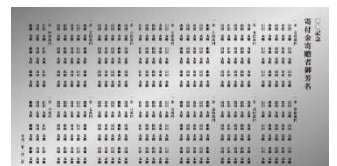
お問い合わせ先

●ふるさとひょうご寄附金制度については
兵庫県企画県民部 財政課 資金財産室
TEL: 078-362-9051

●「初代県庁復元等応援プロジェクト」については
兵庫県企画県民部 地域創生局 兵庫津ミュージアム整備室
TEL: 078-362-4004 FAX: 078-362-3950
Email: chiikishigen@pref.hyogo.lg.jp



▲ 令和2年度
特産品詰め合わせ例



▲ 寄附者銘板例

FAX:078-362-3950

兵庫県企画県民部地域創生局兵庫津ミュージアム整備室宛て

令和3年度「ふるさとひょうご寄附金」寄附申出書

- ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」からのお申し込みの場合は、寄附申出書(本紙)のご提出は不要です。
- FAX、メール、郵送、持参によるお申し込みの場合は、寄附申出書(本紙)に必要事項をご記入の上、下記までご提出ください。

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 あて

ご住所 〒 _____

お名前 ふりがな _____ 出身県 _____

ご連絡先 電話 _____ FAX _____

E-mail _____

(ご記入いただいた個人情報につきましては、「ふるさとひょうご寄附金」に関する業務以外には使用しません。)

私は、「ふるさとひょうご寄附金」の趣旨に賛同し、次のとおり兵庫県への寄附をしたいので申し出ます。

1 寄附金額 _____ 円 (初代県庁復元等応援プロジェクトに賛同)

2 希望される納付方法 (以下のいずれか1つに☑をつけてください)

	納付方法	手続き等について
<input type="checkbox"/>	納入通知書払い	後日、お送りする納入通知書により県が指定する金融機関の窓口で納入してください。なお、振込手数料は無料です。
<input type="checkbox"/>	県の窓口への持参	窓口は、各事業の所管課及び兵庫県東京事務所です。
<input type="checkbox"/>	口座振込	後日、連絡する口座番号へ銀行窓口から振込をお願いします(ATM・インターネットバンキングからは不可)。申し訳ありませんが、振込手数料は寄附される方のご負担となります。
<input type="checkbox"/>	現金書留払い	申し訳ありませんが、郵送料は寄附される方のご負担となります。

※ クレジットカード払いは、この寄附申出書を使用せず、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から直接お申し込みください。

※ 納付された寄附金はいかなる場合でも返還いたしません。

3 このプロジェクトをどこでご覧になりましたか? (該当するものに☑をつけてください)

<input type="checkbox"/> 兵庫県HP	<input type="checkbox"/> ふるさとチョイス	<input type="checkbox"/> チラシ	<input type="checkbox"/> 知人からの紹介	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
--------------------------------	-----------------------------------	------------------------------	----------------------------------	--

4 ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について 特例制度を (利用する ・ 利用しない)

確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税の控除申請について寄附先団体に本人に代わって行うことを申請することができます。ただし、確定申告者・確定申告を行う方、暦年(1月~12月)のうち5団体を超える地方自治体に寄附された方は、この制度を利用できません。現行どおり確定申告を通じて、控除を受けてください。

5 「ふるさとひょうご寄附金」のメリット

「ふるさとひょうご寄附金」は、兵庫県版ふるさと納税です。ふるさと納税には、自分で選んだ自治体に寄附された場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額控除されるメリットがあります。(ただし、2,000円を超える部分が全額控除される寄附額には上限があります。寄附をされる方の給与収入や家族構成に応じて上限額は異なります。)

6 記念誌、銘板等へのお名前掲載を (希望する ・ 希望しない) ※該当される方のみお答えください。

当プロジェクトにご寄附いただいた方への特典として、記念誌(1万円以上のご寄附)、銘板(5万円以上のご寄附)等にお名前の掲載または刻印を行います。

7 兵庫県外にお住まいの個人で5万円以上の寄附をされた方には、兵庫ゆかりの産品などをお送りする予定です。現在返礼品を選定中ですので、決まり次第、対象となる方にはお尋ねさせていただきます。

※兵庫県内在住の方は対象外です。